第四項の表第二十三号に規定する者にあつてはその者の当該事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同表第二十四号に規定する者にあつてはその者の当該国内管理人の事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同表第二十五号に規定する者にあつてはその者の当該本店又は主たる事務所」と読み替えるものとする。

（検査の方式等）

第十三条　（略）

２　（略）

３　法第百四十五条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間及び同条第三項の規定により検査記録の写しを保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

（電磁的方法による保存）

第十四条　（略）

２・３　（略）

４　前三項の規定は、法第百四十五条第三項に規定する写し及び法第百四十六条第三項に規定する写しについて準用する。この場合において、第一項中「前条第二項各号に掲げる事項を電磁的方法」とあるのは、「電磁的方法」と読み替えるものとする。

（国内管理人の基準）

第十四条の二　法第百四十五条第四項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　日本に住所を有すること。

二　届出事業者から、法の規定により経済産業大臣が行う処分の通知及び第三十七条の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限を付与されていること。

三　ガス用品に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者でないこと。

四　日本語による会話能力を有すること。

五　次に掲げる事項を記載した文書により国内管理人の業務に関する委託契約を締結していること。

イ　経済産業大臣との連絡体制に関する事項

ロ　届出事業者の輸入に係るガス用品の回収その他の災害の拡大を防止するための措置に関する事項

ハ　第二号に関する事項

ニ　法第百四十五条第三項前段及び第百四十六条第三項前段の規定による写しの提供並びに法第百四十五条第三項後段及び第百四十六条第三項後段の規定による写しの保存に関する事項

ホ　法第百七十一条第一項の規定による報告の徴収、法第百七十二条第一項の規定による立入検査及び法第百七十三条第一項に規定するガス用品の提出に関する事項

ヘ　その他経済産業大臣が必要と認める事項

六　国内管理人の業務の実施方法が適切であること。

（適合性検査の方法）

第十七条　法第百四十六条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一　法第百四十六条第一項第一号に掲げるもの　特定ガス用品について、第十一条に規定する技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法

（検査の方式等）

第十三条　（略）

２　（略）

３　法第百四十五条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

（電磁的方法による保存）

第十四条　（略）

２・３　（略）

（新設）

（適合性検査の方法）

第十七条　法第百四十六条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一　法第百四十六条第一項第一号に掲げるもの　特定ガス用品について、第十一条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法